

# 生徒心得

## 1. 服装

- (1) 服装は本校規定のものを着用する。服装はその人の心性を表すものであると言われる、高校生らしく質素にして清潔，端正であるよう心がける。
- (2) やむを得ず，規定以外の服装を着用する場合は所定の手続きを経て許可を得る。(異装許可願)

## 2. 礼儀

- (1) 挨拶は声を出して正しい挨拶をするように心がける。

## 3. 登下校

- (1) 朝学習が8：20から始まる。始業の5分前までに登校する。所定の時刻までに下校する。その時刻以後に居残る者は係教師の許可を得る。
- (2) 終礼の際は必ず連絡事項を確認する。

## 4. 授業

- (1) 始業の合図とともに学習が行えるよう入室，着席しておく。
- (2) 予習・復習を習慣化し，主体性をもって授業を受けるよう心がける。
- (3) 授業中の教室出入り，転席は担当教師の許可を得る。
- (4) ある授業に，事情があつて欠課，遅刻，早退する場合は，必ず教科担任および担任教師の許可を得る。
- (5) 授業に必要な用具は各自が準備し，みだりに貸借しない。
- (6) 体育時・実習時には指定の服装を着用する。
- (7) 学校で許可されたもの以外の授業用具は全て持ち帰る。

## 5. 校内生活

- (1) 登校後は終礼まで外出しない。やむを得ない用件で外出する場合は，学級担任の許可を得る。
- (2) 負傷・所持品の紛失・物品の拾得などの場合は，直ちに学級担任または係教師に届出る。
- (3) 校舎・校具を汚損した場合は，直ちに学級（副）担任に届け出る。不可避の原因による場合を除き弁償することを原則とする。
- (4) 他の学級の教室，特別教室又は職員室に無断では入らない。
- (5) 定期・課題考査一週間前から終了まで職員室の出入りは禁止する。
- (6) 校内で生徒会関係，その他の集会をする場合にはその代表者は，集会許可願を提出し，係教師を経て学校長の許可を得る。
- (7) 校内でポスター掲示・ビラ等の配布・募金または物品の販売などをしようとする場合には，係教師の許可を得る。
- (8) 部室の利用は放課後に限り，その部員のみが利用できる。
- (9) 休日に学校施設を使用する場合には，所定の手続きをとり許可を得る。更衣などは定められた場所で行う。
- (10) 部活動延長下限時刻は原則として  
夏時間(3月1日～10月15日)・・・19時00分まで  
冬時間(10月16日～2月28日)・・・18時30分まで

## 6. 校外生活

- (1) 交通法規を守り，交通安全に心がける。
- (2) 単車の貸借はしない。又原則として登下校以外には使用しない。

- (3) 交通違反や事故などがあつた場合は、直ちに学級（副）担任に届け出る。
- (4) 列車・バスを利用する場合は、係員の指示に従い、車内道徳を守り、言動等に留意する。
- (5) 夜間の外出は禁止する。やむを得ず外出する時は保護者同伴とする。
- (6) 入場制限のある遊技場等高校生にふさわしくない場所等への立ち入りはしない。
- (7) いかなる場合も飲酒・喫煙は禁止する。
- (8) 校外での集会・外部団体への加入・会合や催し物への参加をする場合は、あらかじめ学級担任を経て学校長の許可を得る。
- (9) 校外で本校名を使用して、ポスター掲示・ビラ配布・募金または物品の販売などをしようとする場合には、係教師を経て学校長の許可を得る。
- (10) 旅行・アルバイト・キャンプ・サイクリング・登山・合宿をしようとする場合は、以下の条件の範囲内で計画し、所定の許可願いを提出し、学校長の許可を得る。
  - ①旅行 単車を使用しないこと。
  - ②アルバイト
    - ア. 経済上の理由があること。
    - イ. 勤務が昼間に限られ、宿泊を伴わないこと。
    - ウ. 仕事の内容が安全であり、環境が良いこと。
    - エ. 原則として、夏休み20日以内、冬休みは10日以内、春休みは5日以内であること。
  - ③キャンプ・サイクリング・登山・合宿
    - ア. 適当と認められる指導者がいること。
    - イ. 無理な計画や問題点がないこと。
    - ウ. 原則として1週間以内であること。

## 7. 交友

- (1) 互いに人格を尊重し、真の友人としての交友であるよう心がける。男女の交際は公明正大であり、かりにも誤解を招くような言動は厳に慎む。
- (2) 金銭・物品の貸借は慎む。
- (3) 友人の私宅や下宿先などへの外泊は禁止する。
- (4) いかなる場合でも、問題解決の手段として暴力は用いてはならない。
- (5) 他校生・一般青年との交友については、特に慎重を期する。

## 8. 携帯品

- (1) 生徒証明書は常時携帯する。警察等、求められた場合は身分証明書として呈示する。
- (2) 所持品には記名を心掛ける。
- (3) 体育・実習・行事・部・クラブ活動など教室を離れる時は貴重品袋を利用し、盗難予防に心がける。
- (4) 不必要な金銭・物品(トランプ・ガム・娯楽雑誌等)、刃物や危険物その他有害薬物等を持ち込まない。

## 9. 出欠および諸届・願

- (1) 欠席する場合は電話で学校又は、学級（副）担任へ連絡をとる。
- (2) 遅刻・早退については次の手続きをすること。
  - (ア) 遅刻をした生徒は、普通科職員室前の廊下にある「遅刻届」の用紙に必要事項を記入し、教頭の許可を得てから教室に入室すること。SHR時の場合は学級担任に提出し、授業中の場合は教科担任のサインを受けた後、授業終了後速やかに学級担任に提出すること。

- (イ) 早退については、学級担任の許可を受けること。
- (3) 忌引の期間は逝去者と本人との関係により次のとおり認める。遠隔地の場合は別に往復の日数も加える。
- (ア) 父母 7 日
- (イ) 祖父母・兄弟姉妹 3 日
- (ウ) 伯叔父母・従兄弟姉妹 1 日
- (エ) その他の同居親族葬儀当日
- (4) 退学・転学・休学・復学しようとするときは必ず保護者が出校し、所定の用紙を提出する。
- (5) 本人・保護者・保証人が住所を変更した場合にはただちに学級担任に届け出る。
- (6) 本人・家族・同居人が法定伝染病に罹ったときはただちに学校に届ける。

## 服装・容儀についての規定

### 1. 制服

[男子]

- (1) 制服（冬服，中間服，夏服）は学校指定のものとする。
- (2) シャツはズボンの中に入れる。

[女子]

- (1) 制服（冬服，中間服，夏服）は学校指定のものとする。
- (2) 冬服，中間服着用時，シャツは中に入れる。
- (3) 夏服の上着丈は，インナーなどが見えない長さとする。スカート丈は，ひざが隠れる長さとする。

### 2. 校章，学年学科章

冬服

[男子] 左襟（校章），右襟（学年学科章）

[女子] 左胸（校章），左襟（学年学科章）

中間服

[女子] 左胸（学年学科章）

### 3. 靴

運動靴・革靴のどちらでもよいが，次の規程をしっかりと守る。

- (1) 運動靴は運動使用できる型のものとし，色は白を基調とし，靴紐は白とする。また，ハイカットシューズは禁止する。
- (2) 革靴は黒色とし，ローファーも認める。ただし，リボン等の飾り付き及び靴底の高いもの，かかとの高いものは禁止とする。

### 4. その他

インナー 男子は，白を基調とした単色無地でシャツから透けないものを着用する。

女子は，白・黒・グレー等の単色無地で華美でないものを着用する。

ベルト 男子は黒・紺・茶色で，幅は2～4 cm。腰骨より高い位置で締めること。

靴 下 男子は白または黒の単色無地とする。

ベスト・セーター

男女とも色は黒・紺とし，カーディガンの着用は禁止する。女子のベスト・セーターは，Vネックなどリボンの見えるもので，制服の袖口や裾から出ないものを着用する。

防寒衣	部活動生は部で揃えているものが望ましい。その他の生徒については、防寒・防犯等に考慮しつつ、制服にふさわしいものを着用する。
傘	華美でないもの。
カバン	学校指定のもの。
補助バッグ	黒・紺を基調とし華美でなく、安全が確保されるもの。
雨合羽	学校指定はない。（中学校時代に使用していたものでよい。）
その他	ピアス・化粧（カラーコンタクト、アイプチ含）等は禁止する。 腕輪、首飾り等の装飾品の着用は禁止とする。

## 5. 頭 髪

頭髪については、清潔さを保ち、特に次の事項を厳守する。

[男子]

- (1) 髪の長さは、眉、耳共に掛からない程度とする。もみあげの長さは耳の中心を基準とし、極端に短かったり、長かったりしないこと。後髪は、上着の襟に掛からない程度とする。
- (2) 頭髪そのものの自然さをそこなうことは禁止する。またツブロック、額・眉の抜毛、そり込み、その他極端な髪型など、高校生の身だしなみとしてふさわしくないものは禁止する。
- (3) 櫛以外の整髪用具を学校に持参しない。
- (4) 整髪料の使用は禁止する。また染色・脱色・パーマ、ヘアアイロン等は禁止する。

[女子]

- (1) 頭髪そのものの自然さをそこなうことは禁止する。
- (2) 前髪は眉をおおわないこと。それ以上の長さのときは常にピンで止めておく。
- (3) 後髪が肩にかかるときは括るか三つ編みにすること。括るゴムひもは黒・紺・茶色等、華美でない単色とする。
- (4) 横髪は垂らさない。必ずピンで止めておく。
- (5) 眉などの抜毛、そり込み、書き足しは禁止する。
- (6) シュシュ、カチューシャ、リボン等の使用は認めない。
- (7) ヘアピン類は飾りのつかないもので、黒・紺・茶色等、華美でない単色とする。
- (8) 整髪料の使用は禁止する。また染色・脱色・パーマ、ヘアアイロン等は禁止する。

※服装・容儀について、特別な事情がある場合は学校（係）に相談する。

## 生徒派遣規定（一部抜粋）

### 第1条（目的）

この規定は生徒派遣の規定に関する一般事項をさだめることを目的とする。

### 第2条（対象および範囲）

本規定の対象となるべきものは次の通りである。

学校を代表して参加する各種運動競技会、各種技能競技大会、各種文化関係行事、各種集会、研究会、講習会、強化合宿などへの参加を対象とする。ただし、原則として教育委員会、高等学校体育連盟および高等学校野球連盟、高等学校文化連盟および県吹奏楽連盟等の主催又は共催に限る。

### 第3条（派遣基準）

派遣対象となる部および該当生徒に対して、下記の一般的事項を定める。

1. 参加のための支出経費の有無及びその当否。

## 2. 安全管理上の当否。

～個人として～

- (1) 健康状態
- (2) 学校指導の有無
- (3) 日常の学習態度並びに性行
- (4) 日常の努力と技能の程度および将来性

～部として～

- (1) 練習状態
- (2) その他

## 第4条 (派遣否認)

次に該当する場合は、派遣を認めない。

### 1. 個人として

①健康上の理由で、医師が不相当と認めた者。

②学校指導を受けた場合。

生活指導関係・・・特別指導以上。 交通指導関係・・・D項以上。

(指導解除後1ヶ月以内のすべての試合、1ヶ月以内に試合がない場合は3ヶ月以内の次期大会まで)

③学業成績不振による場合。

前学期期末成績において3科目以上の欠点教科があった者および原級にとどまった者。

(新学期開始後1ヶ月以内のすべての試合、1ヶ月以内に試合がない場合は3ヶ月以内の次期大会まで。)

④性行不良などによる場合は、その時点で担任および部顧問判断とする。

- (1) 欠席・遅刻および早退がきわめて多い者。
- (2) 服装容儀等および性行不良の者。
- (3) 授業料・学校納金等怠っている者。

## 交通についての規定

1. 自転車・単車通学生は、所定の場所に置き施錠をすること。

2. 次の場合のみ自転車、原動機付自転車の通学を許可する。

原動機付自転車の免許の取得は通学する者に限る。

自転車 原則として学校より半径2km以上とする。駅、バス停までの距離規定はないが許可願いを提出すること。

原動付自転車 (50cc)

原則として許可しない。ただし、次の(ア)(イ)(ウ)に該当する者は免許取得を認める。

(ア) 学校まで8km以上25km以下で通学するもので、他の交通機関が不便である者。ただし、25kmを超えても学校までの通学を希望する者については別途審議する。

(イ) 学校までが8km以上で、かつ列車又はバスの通学生で最寄りの駅、バス停留所から4km以上離れている者。ただし4km未満であっても通学が困難な者の場合には、別途審議する。

(ウ) 家庭の事情等で、どうしても必要な者は保護者同伴で担任及び交通指導係と面談後、交通指導係会・職員会議の審議を経て免許取得の許可を受ける。ただし、免許取得の受験は、長期休業中(夏休み、冬休み、春休み)のみ認め、平常授業日は認めない。

※受験前に所定の許可願いを提出すること。

### 3. 自転車・単車通学許可の条件

使用する自転車は、下記の規格のものとする。

- (1) 自転車の大きさ・・・26～28インチ（20，22インチなどのミニサイクルは許可しない。）
- (2) ハンドルの型・・・セミアップハンドルかオールラウンダーハンドルのどちらかとし、  
ドロップハンドル、イーグルハンドル等極端に変形した型、安全運転上危険性をともなう型などは使用禁止。
- (3) カバンなどは後部荷台にのせること。後部荷台がない自転車は許可しない。スタンドは両足スタンドとする。
- (4) 安全運転上必要な装置が完備していること。
- (5) ハブステップの取り付けは禁止である。
- (6) 必ず任意保険に加入し、防犯登録を行うこと。

使用する単車は、下記の規格のものとする。

- (1) 車種はスクーター及びカブタイプとする。
- (2) カバンなどは後部荷台にのせること。後部荷台がない単車は許可しない。

### 4. 普通免許一種免許，準中型免許

- (1) 自動車学校入校に際しては事前に所定の許可願を提出し許可を得る。
- (2) 普通一種免許，準中型免許取得のための自動車学校入校について
  - (ア) 夏季休業中の入校は認めない。
  - (イ) 冬季休業中の入校は（学業面，生活面ともに問題のない者に限り）二学期の係より指定した日からとする。ただし，卒業考査時間割発表日から，卒業考査終了までは教習中止とする。
- (3) 卒業検定後の学科受験・免許取得は卒業式後とする。
- (4) 学校行事・授業に支障のある教習は認めない。
- (5) 定期考査期間中の卒業検定は認めない。
- (6) 合宿による免許取得は認めない。

### 5. その他

自動車練習場での免許取得については，すべて上記に準ずる。

# 携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

## 1 携帯電話やスマートフォンの持ち込みに対する本校の考え

昨今、携帯電話やスマートフォンの普及により、公衆電話等の撤去が進み、大雨など災害発生時に家庭との緊急連絡のため、携帯電話等の学校への持ち込みについては必要と考える。

届け出制とし、生徒に対しては、学校への持ち込みを許可し、その上でマナー指導を行い、適切な機器の利用法を身に付けさせることとする。

## 2 学校における機器使用禁止について

- (1) 家庭からの連絡は、事務室を通して行い、緊急連絡も事務室への電話で対応できる。また、校内生活中に生徒から家庭への緊急連絡も同様である。
- (2) 生徒が携帯電話やスマートフォンで行っている行為は、ほとんどがゲームやSNSアプリ、動画等の閲覧であり、登校している間に利用するような、急を要する内容ではないと考えられる。

## 3 携帯電話やスマートフォン利用のマナーについて

- (1) 学校を出てすぐの場所や、歩きながらの使用、公共の場所での使用は慎む。また、たむろするなど、周りの人に迷惑になるような話し方や利用はしない。
- (2) 自転車・単車の乗車中に使用しない。
- (3) 公共の交通機関内では、電源を切るかマナーモードに設定して、使用しない。医療機関等使用が制限されている場所では電源を切る。
- (4) SNS等への不要な書き込み、いたずら・迷惑メールの発信、有害サイトへのアクセスはしない。

## 4 規定について

許可制とし、フィルタリングサービス加入と家庭内ルール設定を条件とする。

- (1) 学校への持ち込みを許可制とする。
- (2) 登校したら電源を切り、身に付けない。カバンに入れる。
- (3) 校内では使用しない。
- (4) 使用違反は、内容に応じた指導を行う。
- (5) 課題考査・定期考査中の機器使用は、不正行為として扱う。

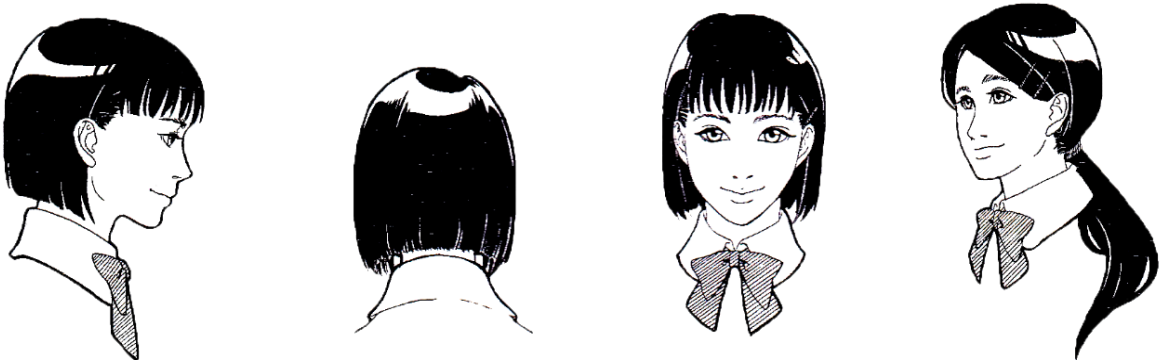
## 5 提出書類などの手続きについて

- (1) 携帯電話やスマートフォンの持ち込みを希望する者は、携帯電話・スマートフォン持込許可願を提出し、許可を受ける。
  - ア 電話番号を記入する。これは本人確認、事故発生時の対応等のためであり、守秘義務は厳守する。
  - イ 保護者で使用目的を記入する。
  - ウ 家庭のルールを記入する。
- (2) 所定の申請書に記入し、担任に提出する。
- (3) 許可は、卒業までとする。

“清潔で頭髪そのものの自然さをたもつこと”

- 前 髪……眉をおおわないこと。
- 眉 ……そり込み, 抜き毛, 書きたしなどは禁止。
- 横 髪……垂らさない。必ずピンで止めること。
- 後 髪……肩に掛からない。  
掛かるときは括るか三つ編みにする。

〈女 子〉



“清潔で頭髪そのものの自然さをたもつこと”

- 前 髪……自然な形で眉に掛からない程度。
- 額 ……そり込み, 抜き毛などは禁止。
- 眉 ……そり込み, 抜き毛, カットなどは禁止。
- 横 髪……耳に掛からない程度。
- 後 髪……上着の襟に掛からない程度。
- もみあげ……耳の中心を基準とする。
- 整髪料……使用禁止とする。

〈男 子〉

